

## 部会長及び部会長代理の選出について

札幌市営企業調査審議会条例第6条第3項において、「部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。」こととされています。

また、交通部会では、慣例により、部会長代理も選出しているところです。

つきましては、部会長及び部会長代理について、以下のとおり事務局案をお示しいたしますので、この案について、別紙資料確認票にて、ご意見をお聞かせください。

### ○部会長及び部会長代理案

- ・ 部会長            内田 賢悦 委員（北海道大学大学院工学研究院教授）
  
- ・ 部会長代理      今野 喜文 委員（北海学園大学経営学部教授）

### <参考>札幌市営企業調査審議会条例（抜粋）

（部会）

第6条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会所属の委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。